

# 道路事業における環境影響評価の事後調査の現状と課題

国土交通省 国土技術政策総合研究所 正会員 ○井上 隆司  
 同上 正会員 曾根 真理  
 同上 正会員 山本 裕一郎

## 1. はじめに

環境影響評価（アセス）において、予測や環境保全措置の効果において不確実性を伴うとされた場合、その事業の工事中または供用後に事後調査を行うことがある。

特に、動植物に関するアセスは不確実性を伴うとされ、猛禽類等の希少動物の生息状況や、希少植物の移植後の状況等の事後調査がよく行われる。また、大気質（NO<sub>2</sub>、SPM等）、騒音といった生活環境に関する項目にも事後調査が求められることがある。

しかしながら、これらの事後調査の実施においては、調査の内容、手法、時期、期限等に確固たる基準等が存在しておらず、各事業者は、それらを地域や事業の特性に応じて判断しつつ、相当程度の費用をかけながら実施しているのが現状である。

今般、環境影響評価法が、施行後10年を経て見直しが行われ、中央環境審議会の答申（「今後の環境影響評価制度の在り方について」(平成22年2月22日)）を受けて改正されることとなった。その改正において、事後調査に関する公表等の義務化が盛り込まれ、その制度的位置付けが強化されることになった。

道路事業は、アセスの実施件数が多く、環境影響評価法に基づくアセス（法アセス）全体の約4割を占めており、事後調査の制度化にあたって、その実施方法の検討・確立が求められる。

その検討に資するため、全国の道路事業におけるアセス後の事後調査の実施状況、実施事例を調査するとともに、道路事業のアセスに精通した有識者へのヒアリングを行い、道路事業の事後調査の現状と課題をとりまとめたものである。

## 2. 道路事業における事後調査の実施状況

環境影響評価法は平成11年6月に施行されており、法アセスはそれ以降にアセス手続きに着手して

いる。31件で評価書が公告され、アセス手続きが終了している（平成22年4月1日現在）。ほぼ全ての法アセスで、何らかの事後調査を行うことが評価書に記載されている。そのうち、13件で事後調査が既に実施されている。

環境影響評価法の施行前に、閣議決定要綱又は条例に基づくアセス手続きに着手し、施行後に法アセスに移行したもの（経過措置案件）は22件あり、そのうち14件で何らかの事後調査を行うことが評価書に記載され、5件で事後調査が既に実施されている。

閣議決定要綱や条例に基づくアセス（それぞれ閣議アセス、条例アセス）は、網羅的に把握したデータが無いが、各地方整備局への照会により、それぞれ3件、10件で何らかの事後調査を行うことが評価書に記載されていることを確認した。また、評価書に関わらず、事業着手後に、地元の要請に応じて事後調査が行われることも多く、それらも含め、それぞれ12件、11件で事後調査が既に実施されていることを確認した。

評価書に記載されている事後調査を、主な項目（環境の構成要素）ごとに整理したものを表1に示す。

表1 評価書における事後調査の実施（予定）件数

| 項目  | 法アセス | 経過措置 | 閣議アセス | 条例アセス | 計  |
|-----|------|------|-------|-------|----|
| 大気質 | 2    | 7    | 0     | 5     | 14 |
| 騒音  | 3    | 16   | 0     | 7     | 26 |
| 動物  | 25   | 13   | 2     | 9     | 49 |
| 植物  | 21   | 14   | 1     | 10    | 46 |

動植物といった自然環境に係る項目は、移植等の環境保全措置の効果に不確実性を伴うとされ、件数が比較的多くなっている。一方、大気質、騒音といった生活環境に係る項目は、定量的な予測手法が確立

キーワード 環境影響評価、事後調査、道路事業、事例調査

連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 国土交通省 国土技術政策総合研究所 TEL 029-864-2606

しており、特に最近になってアセスが行われている法アセスでは、事後調査を実施するとされた件数が比較的少ない。

### 3. 道路事業における事後調査の実施事例

事後調査を既に実施している事業について、現地調査及び事業者へのヒアリングにより、事後調査の内容、時期、期間、費用等に関する情報を収集し、現場が抱えている課題を明らかにした。

対象とした事業は、ある程度まとまった事後調査を比較的最近行った実績のある事業とし、大気質・騒音について2事業、動植物について3事業を選定した。(表2)

表2 事例調査の対象事業

| 名称              |    | 事業者         | 事後調査の内容                   |
|-----------------|----|-------------|---------------------------|
| ①環状八号線<br>練馬～板橋 | 条例 | 東京都         | 大気質、騒音、振動、低周波音 等          |
| ②東京外環<br>松戸～市川  | 閣議 | 国交省<br>関東地整 | 大気質、騒音                    |
| ③浜田三隅線          | 法  | 国交省<br>中国地整 | 動物(ミサゴ、サシバ)、植物(サヨウアオイ) 等  |
| ④大野竹田道路         | 法  | 国交省<br>九州地整 | 動物(サシバ、オオタシショウウオ)、植物(エビネ) |
| ⑤手代森川目線         | 条例 | 国交省<br>東北地整 | 動物(オオカ)                   |

③～⑤は、いずれも猛禽類等希少動物の生息状況や、移植後の希少植物の状況のモニタリングである。工事中の各段階や、供用後に毎年度行われており、年間で数百万円程度を費やしている。調査内容の妥当性や調査終了時期の判断が事業者には難しく、地域の専門家の助言を受けながら実施されている。

事後調査結果の公表は、法アセスでは規定が無く、事業者ごとの判断に委ねられており、③④とも行われていない。条例アセスでは、多くの条例で公表を義務付けているが、⑤では岩手県の条例に基づき、調査終了後に公表の予定である。

①、②は、大気質や騒音等の調査である。②は、暫定供用の段階で、厳密にはアセスの事後調査ではなく、地元対応を目的とした任意の調査である。①は、東京都の条例に基づき、アセスの全項目について一律に事後調査を行うとしている。

②は、毎年度調査しており、終了時期未定、年間

数百万円程度を費やしている。公表は、現地での掲示で行っている。①は、実施年度は条例に基づく「事後調査計画書」で数年に一度と決められているが、その年には数千万円程度を費やしている。公表は、条例に基づく「事後調査報告書」及びパンフレットで行っている。

以上の事例調査により、事後調査における事業者の課題として、以下が明らかになった。

- ・ コスト
- ・ 終了時期の判断
- ・ 公表の方法、時期
- ・ 移植先の用地の確保、移植後の管理における地権者との調整、地域住民等との連携

### 4. 事後調査の今後のあり方

以上の実態を踏まえて、道路事業のアセスに精通した有識者として、屋井鉄雄先生(東工大)、岡本眞一先生(東京情報大)、日置佳之先生(鳥取大)の3名にヒアリングを行い、上記の課題に関して、以下の見解を得た。

- ・ 事後調査の目的は、大気質・騒音は基準を超えないこと等の確認、動植物はミティゲーション(回避・低減・代償)の効果の確認。
- ・ 以上の目的に沿った手法・期間・頻度等であれば十分。調査箇所を特に問題となる箇所に限定する、調査の頻度(間隔)を空ける(毎年でなく1、3、5、10年目等)など、簡素化が可能。
- ・ 希少種に関する公表方法は、盗掘等を避けるための場所の不特定化等、専門家の判断が必要。
- ・ 測定や移植地の管理等で、沿道住民、NPO等の協力を得られれば、費用削減にもつながる。

### 5. 今後の予定

環境影響評価法の改正により、施行となる2年後(平成24年度)以降に評価書が公告されるアセスにおいて、特に動植物の移植等の事後調査については、結果の公表、環境大臣等からの意見提出が義務付けられる。

本研究の成果を踏まえ、新たな制度の運用方針を検討し、道路環境影響評価の技術手法(技術マニュアル)に盛り込む予定である。

謝辞 事例調査等にご協力いただいた東京都及び地方整備局の皆様には厚く謝意を表します。